

R5 鬼首-4
集積 2

【集積計画】 【5-1-1-0】

1 / 11 ページ

2 経営管理権集積計画書に定める共通事項

【集積】【5-1-1-1】

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設けた路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合は、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年乙の指定期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(1 1) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(1 2) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- ③ 甲は、経営管理実施権配分計画が定められた場合に、乙及び経営管理実施者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性がある。

(1 3) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(1 4) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1 5) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年 1 回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(1 6) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

3 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	
C-1	経営管理権の設定が見込まれる場合
①	経営管理実施権が設定された場合は、経営管理実施権配分計画による。 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
②	施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
③	火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
C-2	当初経営管理実施権が設定されなく、市による森林整備事業実施後に経営管理実施権の設定が見込まれる場合
①	乙は、存続期間中に保育間伐等を1～2回実施するものとする。
②	施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
③	乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
④	市による森林整備後に経営管理実施権の設定された場合は、上記C-1のとおりとする。
C-3	林業経営が見込まれなく経営管理実施権が設定されない場合
①	乙は、存続期間中に除伐や保育間伐等を1回以上実施するものとするにより混交林化や複層林化又は広葉樹林化を図るものとする。
②	施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
③	乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。

4 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）

D－1： 経営管理実施権の設定が見込まれ、経営管理実施権配分計画の公告後、速やかに利益を支払う場合

D－2： 経営管理実施権の設定が見込まれ、伐採後、木材の販売収益が確定後、速やかに利益を支払う場合

D－3： 当初経営管理実施権の設定が見込まれなく、市による森林整備事業実施後に経営管理実施権の設定が見込まれる場合

D－4： 当初から経営管理実施権の設定が見込まれなく、市による森林整備事業実施後も経営管理実施権の設定が見込まれない場合

D－1 経営管理権の設定が見込まれ、経営管理実施権配分計画の公告後、速やかに利益を支払う場合

1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法

- ① 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。
- ② 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。
- ③ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
- ④ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

2) 伐採等に要する経費の算定方法

- ① 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な宮城県が定める森林育成事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- ② 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。

3) 留意事項

- ① 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- ② 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2）伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

4) 金銭の支払い方法

<時期>

- ① 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについて、主伐の利益を支払う場合は、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。
- ② 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについて、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- ① 支払先は甲の指定する口座とする。

D-2 経営管理権の設定が見込まれ、伐採後木材の販売収益が確定後、速やかに利益を支払う場合

1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法

- ① 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。
- ② 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

2) 木材の販売収益の額の算定方法

- ① 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

3) 伐採等に要する経費の算定方法

- ① 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- ② 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- ③ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理費を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な宮城県が定める森林育成事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- ④ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
- ⑤ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

4) 留意事項

- ① 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
- ② 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3）伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

5) 金銭の支払い方法

＜時期＞

- ① 経営管理実施権者から甲に対するDの支払いについて、伐採後、木材の販売収入額が確定後に速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- ① 支払先は甲の指定する口座とする。

D-3 当初経営管理実施権の設定が見込まれなく、市による森林整備事業実施後に経営管理権の設定が見込まれる場合

1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法

- ① 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
- ② 市による森林整備後に経営管理実施権が設定された場合は、上記D-1又はD-2のとおりとする。

2) 留意事項

- ① 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
- ② 市による森林整備後に経営管理実施権が設定された場合は、上記D-1又はD-2のとおりとする。

3) 金銭の支払い方法

〈時期〉

- ① 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- ② 市による森林整備事業実施後に経営管理実施権が設定された場合は、上記D-1又はD-2のとおりとする。

〈相手方及び方法〉

- ① 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
- ② 市による森林整備事業実施後に経営管理実施権が設定された場合は、上記D-1又はD-2のとおりとする。

D-4 当初から経営管理実施権の設定が見込まれなく、市による森林整備事業実施後も経営管理権の設定が見込まれない場合
1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ① 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2) 留意事項 ① 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 3) 金銭の支払い方法 ＜時期＞ ① 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 ＜相手方及び方法＞ ① 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

鬼首4 集2

